

阿倍野地区動物実験委員会管理・運営・利用内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、大阪市立大学動物実験管理規程（以下「管理規程」という。）に基づき、阿倍野地区における動物実験施設等の円滑な運営ならびに利用に関する必要事項を定めるとともに、動物実験を適正に行うため、動物実験の実施に関し必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、施設等とは、大学院医学研究科動物実験施設本館（以下「本館」という。）、医学部南館（以下「南館」という。）及びこれら両館以外で学長が特に動物の飼養保管施設または動物実験室と認めた部屋をいう。

第2章 委員会

(阿倍野地区動物実験委員会)

第3条 管理規程第6条から第11条までの規程により、施設等の管理、運営及び動物実験に関する事項を審議するため、阿倍野地区動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

2 動物実験委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 医学研究科から選出された教員若干名
- 二 その他学長が必要と定めた者

3 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 動物実験委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は動物実験委員会を代表し、会務を掌理する

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 動物実験委員会は、委員長が招集し、議長となる。

8 動物実験委員会において議決を必要とする場合は、委員の過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。

(動物実験施設管理小委員会)

第4条 管理規程第12条により、動物実験委員会に動物実験施設管理小委員会（以下「施設管理小委員会」という。）を置く。

2 施設管理小委員会は、動物実験委員会の委託を受け、施設等の整備、運営の予算、その他施設等の管理運営に関する重要事項を審議し、その結果を動物実験委員会に答申する。

3 施設管理小委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 動物実験施設長（以下「施設長」という。）
- 二 動物実験施設に所属する専任教員
- 三 医学研究科から選出された基礎系教員4名及び臨床系教員4名
（組換えDNA実験安全委員会及びバイオセーフティー委員会の委員を、少なくとも各1名以上含むものとする。）
- 4 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 施設管理小委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は施設管理小委員会を招集し、議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 8 施設管理小委員会において議決を必要とする場合は、委員の過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。

（動物実験計画審査小委員会）

- 第5条 管理規程第12条により、動物実験委員会に動物実験計画審査小委員会（以下「計画審査小委員会」という。）を置く。
- 2 計画審査小委員会は、動物実験委員会の委託を受け、動物実験責任者から提出された動物実験計画について、「動物の愛護及び管理に関する法律」ならびに「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の規程を踏まえつつ、科学的合理性の観点から審査を行い、その結果を動物実験委員会に答申する。
 - 3 計画審査小委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。
 - 一 施設長
 - 二 動物実験施設に所属する専任教員
 - 三 医学研究科から選出された基礎系教員及び臨床系教員それぞれ若干名
（ただし、必ず動物実験を行わない教員を含むものとし、組換えDNA実験安全委員会及びバイオセーフティー委員会の委員を、少なくとも各1名以上含むものとする。）
 - 4 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 計画審査小委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
 - 6 委員長は計画審査小委員会を招集し、議長となる。
 - 7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 8 計画審査小委員会において議決を必要とする場合は、委員の過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。

（動物実験教育小委員会）

- 第6条 管理規程第12条により、動物実験委員会に動物実験教育小委員会（以下「教育小委員会」という。）を置く。

2 教育小委員会は、動物実験委員会の委託を受け、次の各号に掲げる教育を担当する。

- 一 管理規程第 51 条に定める教育訓練
- 二 施設等を利用するものを対象に行う講習会

3 教育小委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 施設長
- 二 動物実験施設に所属する専任教員
- 三 施設長が必要と認めた者 若干名

4 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育小委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員長は教育小委員会を招集し、議長となる。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

8 教育小委員会において議決を必要とする場合は、委員の過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。

(動物実験施設審査小委員会)

第7条 管理規程第12条により、阿倍野地区動物委員会に動物実験施設審査小委員会(以下「施設審査小委員会」という。)を置く。

2 施設審査小委員会は、動物実験委員会の委託を受け、飼養保管施設及び動物実験室の設置承認申請について、管理規程第23条並びに第27条に挙げる要件を満たしているか審査し、設置の可否を動物実験委員会に答申する。また、設置承認申請の事項に関し、必要に応じ立入による査察を行い、施設等に不備ある場合は改善を求めるとともに、動物実験委員会に報告を行う。

3 施設審査小委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 施設長
- 二 動物実験施設に所属する専任教員
- 三 施設長が必要と認めた者 若干名

4 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 施設審査小委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員長は施設審査小委員会を招集し、議長となる。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

8 施設審査小委員会において議決を必要とする場合は、委員の過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。

(動物実験連絡会議)

第8条 施設等の日常的な使用にかかる事項を検討するとともに、教室内における

連絡調整を含めた動物実験の円滑な実施を推進するため、阿倍野地区動物委員会に動物実験連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 施設長
 - 二 動物実験施設に所属する専任教員
 - 三 施設等を利用する各教室の教員 各1名
- 3 連絡会議に議長を置き、施設長をもってあてる。
- 4 議長は連絡会議を招集する。
- 5 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

第3章 動物実験等の実施

（動物実験の承認）

第9条 動物実験責任者は、管理規程第15条により、以下の事項に配慮し、「動物実験計画承認申請書」（様式1）を作成し、学長の承認を得なければならない。（実験実施期間は最長5年とする。）また、管理規定第19条第2項により、承認を受けた実験計画を変更、追加する場合も同様とする。なお、動物実験責任者は医学研究科教員でなければならない。

- 一 動物実験等の目的と必要性
 - 二 代替法の利用
 - 三 使用数削減のため、動物種、数、品質、飼養条件等を含む実験動物の選択
 - 四 できる限り実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択
 - 五 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）
- 2 動物実験のうち、遺伝子組換え実験を含むものは「組換えDNA実験計画書」、遺伝子組換え動物を使用する実験は「組換え生物使用実験計画書」により、別に学長の承認を受けていなければならない。
- 3 学長は、前項の申請があったときは、動物実験委員会の審査を経て、その承認または不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

（動物実験の実施）

第10条 動物実験実施者は動物実験の実施にあたって、管理規程第19条第1項により、以下の事項に留意するとともに、「動物実験計画承認申請書」に記載された事項を遵守しなければならない。

- 2 動物実験実施者は、予め学長から承認された、適切に維持管理された施設等を用いて動物実験等を行うこと
- 3 動物実験実施者は、指針等を参考に以下の事項を遵守すること
 - 一 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - 二 実験終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - 三 適切な術後管理
 - 四 安楽死の方法（具体的方法の例示）
- 4 安全管理に注意を払うべき実験（物理的又は化学的な材料、病原体、遺伝子組換え

え動物等を用いる実験をいう。)については、関係法令等及び各機関の関連規程等に
従うこと

5 物理化学的な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な
施設等を確保すること

6 動物実験実施者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること

7 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験を有する者の指導下で行うこ
と

(実験実施後の報告)

第11条 動物実験責任者は、管理規程第19条第2項により、計画を実施した後、変
更、中止もしくは終了する場合は、「動物実験計画承認申請書」、「動物実験計画中止
報告書」(様式2)及び「動物実験結果報告書」(様式3)により、実験結果等を学長
に報告しなければならない。また、管理規程第53条により、毎年「年次自己点検
表(動物実験計画実施状況)」(様式8)を年度終了ごとに動物実験委員会に提出し
なければならない。

第4章 施設等

(飼養保管施設並びに動物実験室の承認)

第12条 飼養保管施設並びに動物実験室を設置等する場合は、管理規程第20条及び
第24条により、その管理者並びに動物実験室管理者は、「飼養保管施設設置承認申
請書」(様式4)又は「動物実験室設置承認申請書」(様式5)を学長に提出し、承認
を得なければならない。また、遺伝子組換え実験並びに組換え生物を使用する実験
を実施する場合は、P1A, P2A, P3A のいずれかの拡散防止措置を講じた動物実験室
を設置し、別に学長の承認を得なければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、動物実験委員会の審査を経て、その承認
または不承認を決定し、その管理者に通知するものとする。

(飼養保管施設並びに動物実験室の維持管理)

第13条 飼養保管施設並びに動物実験室の設置を承認された管理者並びに動物実験
室管理者は、管理規定第28条により、適切な維持管理及び改善に努めなければなら
ない。

(飼養保管施設並びに動物実験室の廃止)

第14条 飼養保管施設並びに動物実験室を廃止する場合は、管理規定第29条により、
その管理者並びに動物実験室管理者は「施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止
届」(様式6)を学長に提出しなければならない。

2 管理者は、飼養保管施設の廃止にあたり、管理規程第30条により、必要に応じ
て、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(動物実験実施者の登録及び施設等の利用)

第15条 阿倍野地区において動物実験を実施する者は、所定の「動物実験実施者登録申請書」を提出し、第6条2項に定める教育訓練を受講して、動物実験実施者として登録されなければならない。

2 阿倍野地区において動物実験実施者となることができる者は次のとおりとする。

- 一 本学に在籍し、研究に従事する者。
- 二 本学に在籍する教員と共同研究する者。
- 三 前2号以外の者で施設長がその必要を認めた者。

3 動物実験実施者は、この内規に定める事項の遵守に加え、施設職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 施設等の秩序ならびに清潔の保持につとめなければならない。
- 二 施設等内では所定の着衣をつけなければならない。
- 三 動物実験実施者登録をしていない者は、施設長の許可がなければ施設等に立ち入ることはできない。

(本館及び南館の利用)

第16条 本館及び南館を利用する者は、前条の動物実験実施者登録の後、本館への入退館に必要な登録手続きを行わなければならない。

(実験の開始と実験動物の搬入)

第17条 実験は承認された「動物実験計画承認申請書」に則して行い、実験動物を施設等に搬入する場合は、計画審査小委員会が発行する「実験動物購入許可証」を添付した「実験動物搬入申請書」を施設長に提出しなければならない。なお、遺伝子組換え動物を施設等に搬入する場合は、「組換え生物の輸出入・国内搬入搬出届出書」により、別に学長の承認を得なければならない。

2 購入した実験動物を本館へ搬入する場合は、管理規程第34条により、動物実験委員会が定める微生物検査項目がすべて陰性でなければならず、事前に行った検査証を施設長に提出し、許可を得なければならない。

3 サル類を施設等に搬入する場合は、マイクロチップ埋め込みなどの個体識別の操作が成されていないなければならない。

4 イヌを施設等に搬入する場合は、狂犬病予防法の規定に基づき、過去1年以内に予防接種を実施していなければならない。

5 他の研究機関等からの分与動物を搬入する場合においても同様に、最新の微生物検査の検査証等を施設長に提出し、許可を得なければならない。

6 管理規程第33条に規定された以外の機関からの動物の搬入は認めない。

(飼育期間)

第18条 本館及び南館に搬入された実験動物の飼育は、「実験動物搬入申請書」で申請許可された期間内に終了しなければならない。飼育期間を延長する場合は、予定の飼育期限までに「飼育期間延長届」を施設長に申請し、許可を得なければならない。

(飼育区域への入室)

第19条 飼育区域への入室はそれぞれの入室手順に従わなければならない。施設ごとの入室手順については別に定める。

(特別実験区域の利用)

第20条 遺伝子組換え実験区域(遺伝子組換え動物の作製を目的として飼育・実験を行う区域をいう。)では感染事故防止のため、関係者以外は立入禁止とし、当該区域利用者は、特に嚴重に動物の逃亡防止に注意しなければならない。

2 感染実験区域では、当該区域利用者は特に使用微生物、感染動物の区域外への流出防止に留意しなければならない。また、飼育作業は動物実験実施者が行い、使用済みの器具器材はすべて滅菌器処理をして運び出さなければならない。なお、当該区域においては、動物実験委員会で認めた微生物以外使用することはできない。

(実験動物の施設外への搬出及び再搬入について)

第21条 本館及び南館で飼育している実験動物を搬出する場合は、動物実験委員会が別に定めた手順に基づき、逃亡又は汚染防止に細心の注意を払って行わなければならない。

2 学舎内の動物実験室で実験処置を行う場合は、必ず48時間を限度に終了させなければならない。

3 本館から一旦搬出した実験動物や、南館及び動物実験室の実験動物を本館に搬入することは厳に禁ずる。

4 本館及び南館から搬出した小動物等を継続して飼育する場合は、再搬入施設である南館で行う。

5 遺伝子組換え動物の搬出及び再搬入に伴う運搬に関しては、逃亡しない構造の容器に入れ、運搬しなければならない。また、P3レベル・LS2レベル以上、あるいは大臣確認前であるために定められていない場合は、事故などにより容器が破損しても遺伝子組換え動物が逃亡しないよう、二重容器に入れなければならない。

(動物又は設備の異常の発見)

第22条 動物実験実施者は、実験動物の死亡や異常、又は施設等の異常を発見した場合は、速やかに各施設の管理者に連絡するとともに、病気や異常が見られた場合には、動物実験実施者は施設等の教職員のとり措置に協力しなければならない。

(飼育経費と施設利用料金)

第23条 本館及び南館において実験動物を飼育する場合、動物実験責任者及び所属教室は、別に定められた飼育経費及び利用料金を、動物種ごとに飼育期間に応じて支払わなければならない。

2 本館の手術室を利用する場合、別に定められた利用料金を支払わなければならない。

(手術室等並びに設備の利用)

第24条 本館の動物手術室を利用する場合は、予め「手術室利用申請書」を施設長に提出しなければならない。

2 CTスキャナーを使用、または使用予約する場合は、予め備え付けの使用記録に記入しなければならない。

3 エックス線装置を使用する場合は、必ず装置のある手術室を予約してから使用しなければならない。

4 代謝実験室における飼育スペース又は代謝ケージを使用する場合は、予め施設長に使用計画を示し、許可を得なければならない。

(実験終了後の動物の処分)

第25条 実験を終了した動物の処分は、「動物の愛護及び管理に関する法律」他、関係法令に基づき、動物実験委員会が発行する「動物実験施設利用の手引き」が指導する安楽死の方法を用いて、出来る限り苦痛を与えず、動物福祉に十分配慮し、動物実験実施者が速やかに処分しなければならない。

(施設等における動物屍体及び廃棄物の処理)

第26条 本館及び南館における動物屍体及び廃棄物処理については、次の各号に定めるところによる。

一 実験を終え、または飼育中に死亡した動物の屍体は、施設等を通じて焼却処分とする。

二 動物の屍体は、焼却処分するまでの間、所定の冷凍庫に保存する。

三 死因不明又は伝染病の疑いのある動物を発見した場合は、直ちに施設職員を通じて施設長に届け出なければならない。

2 廃棄物処理は環境省が定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、医学部附属病院の廃棄物処理の方法に準じ取り扱うものとする。従って、動物実験実施者は定められた分別廃棄方法を遵守しなければならない。

(機器類の取り扱い)

第27条 本館及び南館の機器、測定装置を使用する場合は、本館及び南館で別に定める事項を遵守しなければならない。

2 本館及び南館の備品は、原則として館外への持ち出しを禁止とする。

3 動物実験実施者が自らの機器類を本館又は南館に持ち込む場合は、「機器類持込申請書」を施設長に提出し、許可を得なければならない。また、持ち込みに際しては、特に定められた注意事項等は遵守しなければならない。

第5章 安全管理

(緊急時対策)

第28条 火災や地震等の災害が発生した場合、動物実験実施者は自らの安全を確保す

るとともに、可能な限り、動物の逃亡防止等の必要な措置を講じなければならない。

(動物実験実施者の安全と健康)

第 29 条 動物実験実施者は、動物実験に関連した器具器材、薬品等の取り扱いに充分注意するとともに、実験動物との接触による外傷、アレルギー、動物由来感染症などの危険から自らを守るべく常に留意しなければならない。

(施設等における禁止事項)

第 30 条 動物実験実施者は、禁止場所への立ち入り、飼育動物の無断移動、管理区域の私的利用、動線の逆行、施設等内での飲食・喫煙など、施設等が定める禁止事項を遵守しなければならない。

(罰則)

第 31 条 動物実験委員会は、動物実験実施者がこの内規その他の規定を遵守しない場合、動物実験実施者の登録、または動物実験計画の承認を取り消すことができる。

第 6 章 補則

(細則)

第 32 条 この内規に定めるもののほか、施設等の運営、利用及び動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会が定める。また、この内規を遵守するにあたっては、動物実験委員会が発行する「動物実験施設利用の手引き」によるものとする。

(内規の改廃)

第 33 条 この内規の改廃は教授会の議を経なければならない。

附則

- 1、 この内規は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、 「大阪市立大学大学院医学研究科動物実験施設運営要綱」「大阪市立大学大学院医学研究科動物実験施設管理委員会要領」「大阪市立大学大学院医学研究科動物実験審査委員会要領」は廃止する。